

第 38 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 14 日（金）9:59～12:02
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 津谷 典子
 - （委 員） 廣松 毅、白波瀬 佐和子
 - （専 門 委 員） 大江 守之、濱 博文、望月 久美子
 - （審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 概 要

（1）諮問全体について

審議の 2 回目として、調査事項の変更について、審査メモに沿って審議を行った。

この結果、部会として、おおむね適当であると判断されたが、「6 東日本大震災による転居」（「調査票甲」・「調査票乙」共通調査事項）については、設問文の修正が提起された。

委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり。

（2）調査事項の変更について

【「調査票甲」・「調査票乙」共通調査事項】

「2 世帯全員の 1 年間の収入（税込み）」について

不詳率の増加等から前回調査における収入階層に係る選択肢 13 区分のうち、一部の区分を統合^{（注）}し、10 区分に変更する現行案に異論はないが、当該区分については国勢調査等の他の統計調査の階層区分と整合を図っているのか。

国勢調査では収入を把握していないが、世帯を対象とする調査で考えると就業構造基本調査では収入を把握している。しかしながら、本調査と調査の目的等が違うことから、特に収入に係る階層区分について整合を図っているわけではない。

（注）「500～600 万円未満」及び「600～700 万円未満」の区分を「500～700 万円未満」の区分に、「700～800 万円未満」、「800～900 万円未満」及び「900～1000 万円未満」の区分を「700～1000 万円未満」の区分にそれぞれ統合する変更である。

「3 勤めか、自営かなどの別」について

選択肢「正規の職員・従業員」について、その内訳として更に「会社・団体・公社又は個人」と「官公庁」という細かい選択肢が設けられているが、選択肢「パート・アルバイト・その他」にはこうした内訳に係る選択肢はない。本来ならば、従業上の地位と事業先規模とは別変数として質問すべきと考えるが、このような質問スタイルした理由を確認したい。

本事項の選択肢については、平成 22 年国勢調査における同様の調査事項の選択肢に合わせて同じ形式で設定しており、国勢調査との整合性を確保する観点から同一のもとす

ることが適当と考えている。

「4 通勤時間（片道）」について

選択肢「2時間以上」については、平成15年調査及び20年調査の結果を比較した結果、その出現率が低下しているなど世帯の都心回帰の状況が把握できるのであれば、時系列的な変化を把握する観点からも当該選択肢を残しておくことは必要ではないかと考える。

選択肢「2時間以上」の出現率は、平成15年調査では1.4%、20年調査では0.8%と低下している。

「5 子の住んでいる場所」について

設問の表題について、「別世帯となっている子の住んでいる場所」を「子の住んでいる場所」とし、これに伴い関係する選択肢の変更等を行う現行案でよいと考えるが、時系列の確保を図る観点から、今回、把握する概念を変更することにより比較ができなくなるということはないのか。

従前の調査結果を今回の選択肢区分により集計することで、時系列的な比較が可能な集計表を作成することができる。

本調査では、住戸（世帯）を調査対象としており、同一住居でも家計が別となっている完全分離型二世帯住宅の場合には、調査票を2枚配布する必要があるなど、外見上の識別では住戸（世帯）の把握が難しいケースもある。このため、調査員は調査票の配布に当たって、世帯の実態を十分に把握し、紛れのないようにすることが必要ではないか。

調査員は、調査対象について主世帯か同居世帯かを確認した上で、調査票を配布しているが、当該確認を十分に行うよう更に周知徹底を図ることとしたい。

設問文を修正することによるプラス面とマイナス面があると思うが、従前の「別世帯となっている子の住んでいる場所」としていた設問では、不詳の回答が多かったとのことなので、現行案の「子の住んでいる場所」により実施し、不詳率の改善効果等について検証してみる意味合いはあるのではないか。

フェイス事項で記入する「子」には、一緒に住んでいる者や学生等の別々に暮らしている者も含まれる可能性がある。その一方で、本事項では、フェイス事項には記入されていない「子」の状況が把握されることとなる。このようなことから、本事項では、フェイス事項の「子」と「子の住んでいる場所」を考慮して、「別居の子」を特定化した集計表を作成して、時系列的に検討することになるのではないか。

現行案でよいと考える。なお、調査の意味合いが変わってしまうので、あくまで参考意見であるが、高齢単身世帯等との関係で、「子」の近居や支援といった視点で把握するのであれば、「親はどこに住んでいるか」といった聞き方もあるのではないか。

「別世帯となっている子」がいるか否かではなく、「子」が近くに住んでいるか否か（近居）の状況について、報告者が紛れなく、正確に回答できるように変更しているものと考えてるので、現行案でよいのではないか。

「6 東日本大震災による転居」について

設問が、東日本大震災により転居したか否かを聞いた後、更に転居した者に対し、住宅

に住めなくなったからか否かを聞くという形式になっているため、報告者は二重に転居理由を聞かれているような印象を受けるではないか。

東日本大震災による転居者であっても住宅の問題以外の理由で転居する者が比較的多いことから、まず東日本大震災による転居か否かを質問し、当該理由で転居した者について、本調査の主体である住宅に住めなくなったか否かを質問することで、報告者の記入が、できるだけ紛れないようにしたものである。

現行案でおおむねよいと考えるが、可能であれば、転居理由について、もう少し細かく把握できるよう選択肢を工夫する余地はないのか。

回答の選択肢はいろいろと考えられるが、検討の結果、「住宅に住めなくなった」及び「その他」の2つの選択肢のみとした。これは、転居理由は多種多様なものが考えられることや、選択肢を増やすと出現頻度が少なくなり、地域別の結果表章が困難となること、被災者の心情への配慮から、具体的な文言や表現による選択肢を設けることは適切でないと考えられること等を勘案したことによる。

「転居の理由は何ですか」に対する回答について「住宅に住めなくなった」又は「その他」から一つ選択してほしいのであれば、報告者にとって紛れないように、「転居の主な理由は何ですか」と修正し、一つ選択する旨を注記することが適当ではないか。

御指摘の点については、対応する方向で検討したい。

「7 現住居への入居時期」について

年を表す選択肢について、現行案は元号による表記となっているが、報告者によっては、西暦の方が分かりやすい場合もあるので、「調査票の記入の仕方」に元号と西暦の換算表を入れることについて検討していただきたい。

「8 前住居」について

東日本大震災により転居した場合は、単純に直前に住んでいた住居ではなく、震災前の住居について記載するものとなっている。しかし、東日本大震災により転居した報告者の記載のしやすさを考えると、現在の設問の順序である「6 東日本大震災による転居」、「7 現住居への入居時期」、「8 前住居」ではなく、「7 現住居への入居時期」、「6 東日本大震災による転居」、「8 前住居」とした方がよいのではないか。

本年7月に行った試験調査では、御指摘のような設問の順序で調査票を設計したが、誘導が紛らわしくなった影響で誤回答が多くみられたことから、現在の順序としているものである。

6 次回予定

次回部会は、平成25年1月8日(火)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

なお、次回の部会では、調査事項の変更のうち、今回審議できなかった調査事項、調査方法の変更等について、審議することとされた。